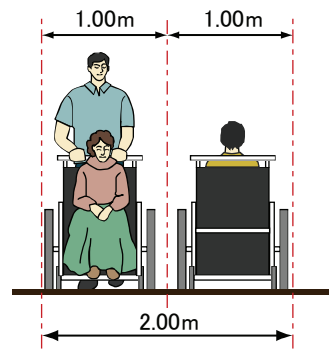


## 道路の移動等円滑化整備ガイドラインの主な整備基準

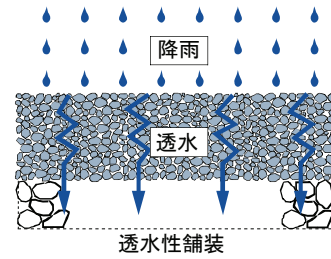
### ■ 歩道有効幅員

歩道の有効幅員は2m以上確保する。



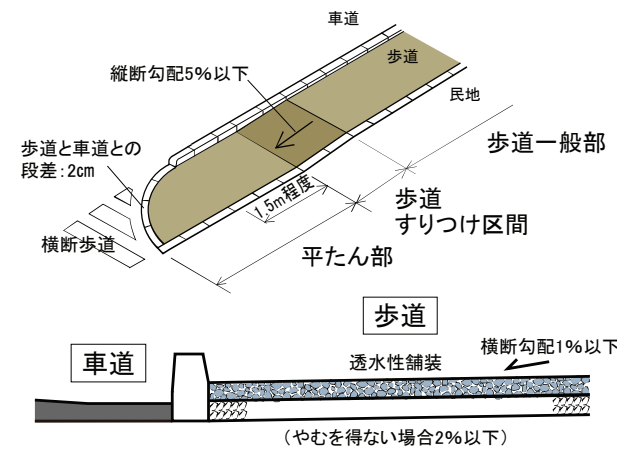
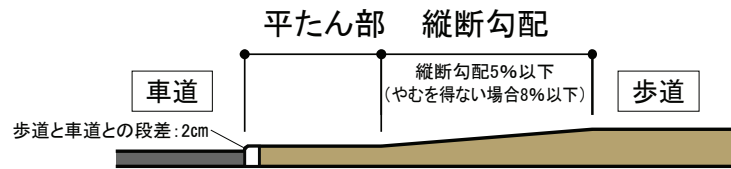
### ■ 舗装材

- 歩道等の舗装は、平たんで滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



### ■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平たん部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



### ■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の入出口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が運営する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置イメージ

## 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- 市広報誌やホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- 移動の妨げとなり道路の有効幅員を狭める不法占用物件や違法駐輪等については、沿道の皆様の協力や自転車利用者等のマナーが大切であり、今後とも指導、撤去、自転車駐車場利用促進の呼びかけ等を行います。

また、全ての人が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、一人ひとりがお互いを理解するとともに、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民などの関係者の協力が必要です。皆様のご協力をお願いします。

お問い合わせ

横浜市神奈川区神奈川土木事務所  
〒221-0801 横浜市神奈川区神大寺二丁目28-22 電話:045-491-3363 FAX:045-491-7205  
横浜市道路局道路部施設課  
〒231-0017 横浜市中区港町1-1 電話:045-671-2731 FAX:045-651-6527  
ホームページ: <http://www.city.yokohama.lg.jp/doro/shisetsu/bfree/>

平成24年3月発行

# 横浜市 大口駅・子安駅周辺地区 道路特定事業計画

— 概要版 —

横浜市では、平成18年12月の「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」の施行を受け、基本構想の策定など様々なバリアフリー施策を推進しています。

これを受け、神奈川区でも、区の生活拠点として、文化施設、福祉施設、商業施設など不特定多数の人が利用する施設が集積している大口駅・子安駅周辺地区を対象に、「大口駅・子安駅周辺地区バリアフリー基本構想」を平成23年12月に策定しました。

神奈川区と道路局では、この基本構想の実現に向け、「道路特定事業計画」を策定しました。今後、この計画に基づき事業を実施していきます。

## 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは、基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間ごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

## 基本構想における重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

### ■ 生活関連経路

生活関連施設(旅客施設、官公庁施設、福祉施設などの施設)相互間の経路で、特にバリアフリー化されている必要性が高い経路とします。

なお、生活関連経路は、道路等の整備に係る事業の実施において、その目標とする整備水準により、次の2つに区分します。

#### 生活関連経路(A) ←→

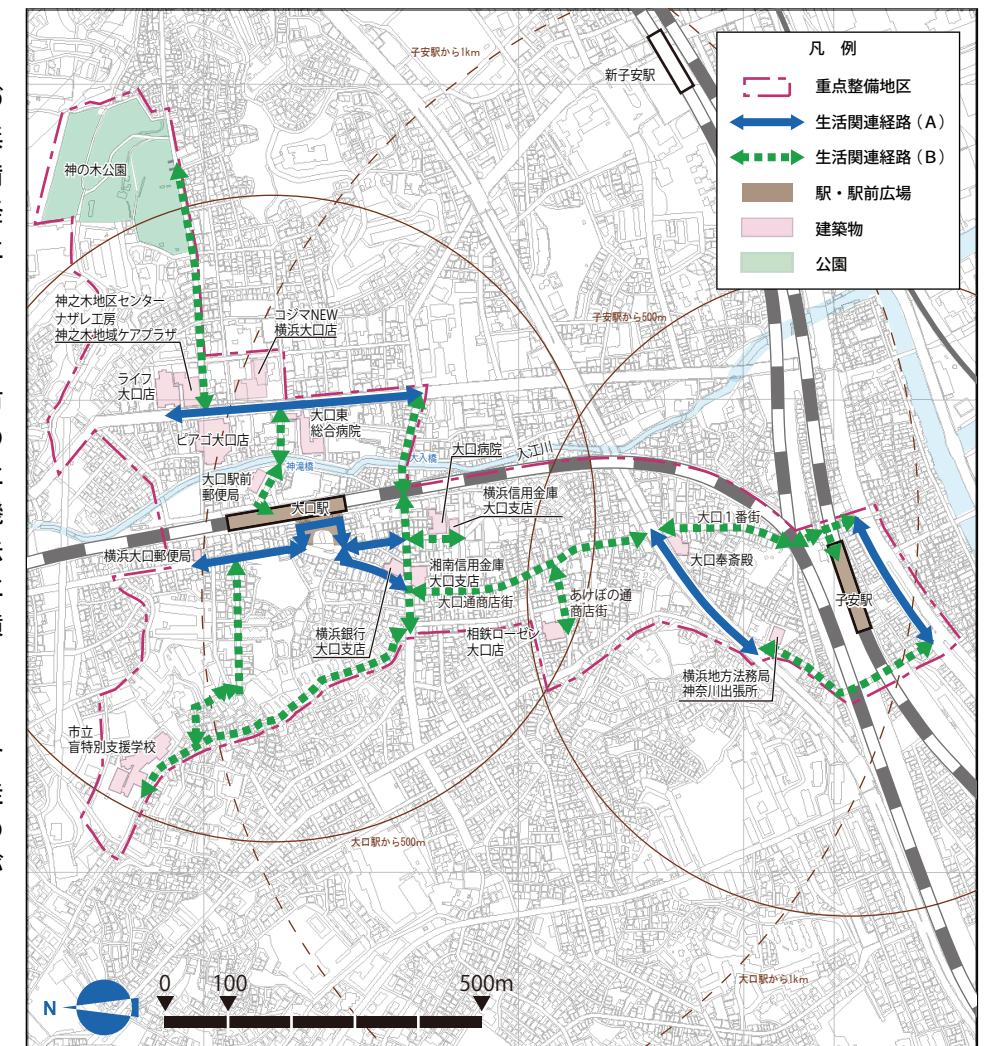
生活関連経路のうち、法に基づく移動等円滑化基準及び横浜市福祉のまちづくり条例の整備基準に沿った整備を実施する経路、または、すでに同基準等に沿った整備がなされている経路

#### 生活関連経路(B) ←→

生活関連経路のうち、地形や市街化の状況等、その地域固有の制約のため、生活関連経路Aに設定できないが、経路の道路機能・役割を考慮し、可能な限り法に基づく移動等円滑化基準等に沿った整備を実施する経路(横浜市独自の取り組みとして設定)

※重点整備地区とは:

生活関連施設の所在地を含み、各施設間の移動が通常徒歩で行われ、移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要と認められる地区





## ① 道路特定事業の整備方針

- 目標年次 …… 原則として、平成28年度までを目標に整備を実施します。
- 整備レベルの設定 …… 地域特性や現況のデザイン、周辺沿道状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的な整備を実施するために他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。
- 整備基準 …… 「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」及び「横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル」を基本とし整備を実施します。

## ② 道路特定事業の整備計画

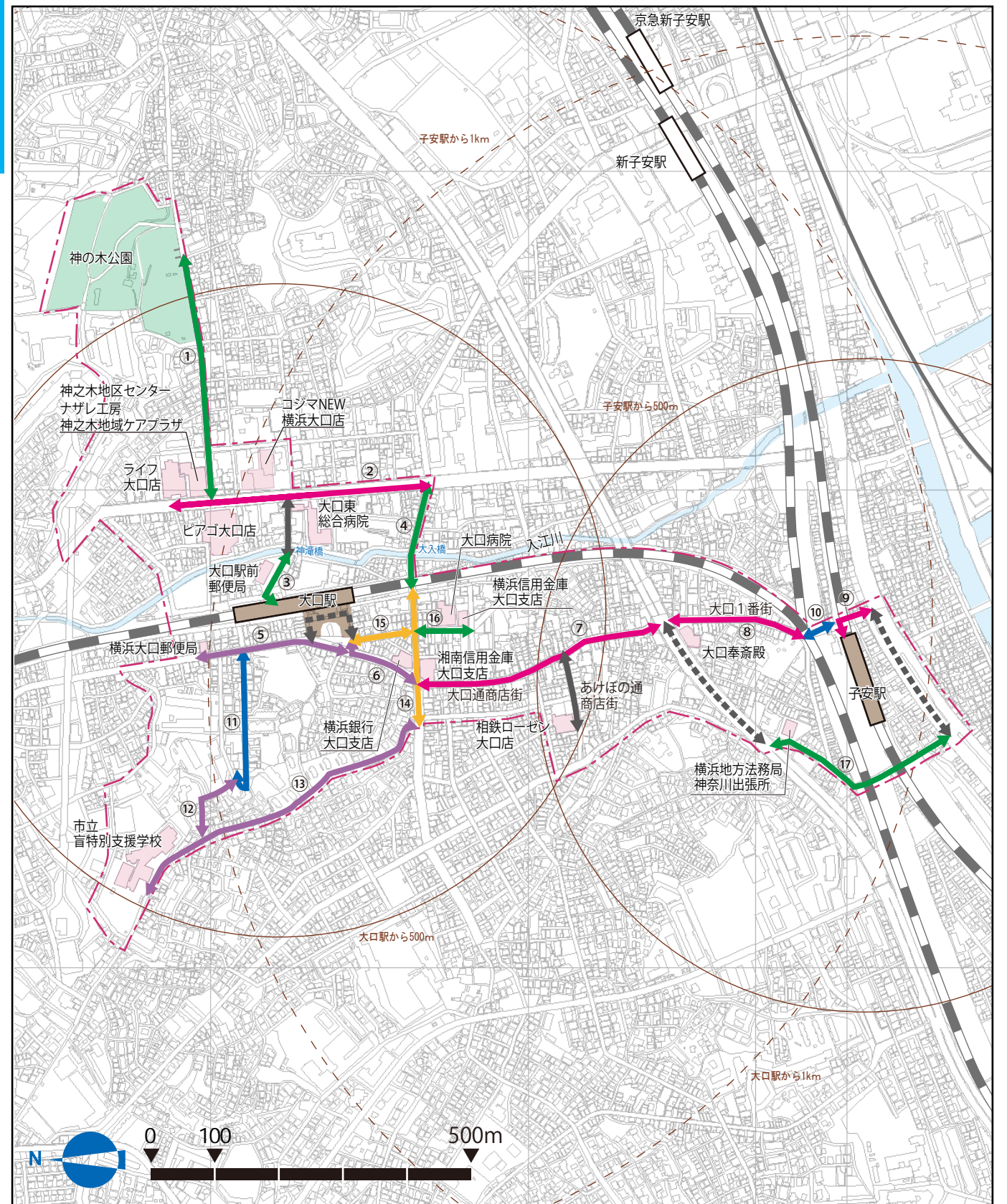
重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画を示します。

- ① 個別経路の事業計画
  - ② 道路特定事業計画の対象経路
- なお、より実効性のある計画にするため、他事業者との調整や予算により計画の見直しを実施することがあります。

### ① 個別経路の事業計画

経路名 事業区間	事業延長 m	経路 種別	事業内容と事業量												事業実施 予定期間 (年度)	事業実施に際して 配慮すべき重要事項				
			歩行空間の確保			道路構造の改修			視覚障害者誘導用 ブロックの敷設・改修			その他								
			生活 関連 経路(A)	生活 関連 経路(B)	歩道の新設 歩道の拡幅 歩道の全面改修	段差・すりつけ勾配の改修 横断勾配の改修 舗装材の改修	経路誘導の連続敷設 新設	交差点等の部分敷設 改修	照明柱等の移設 カラーベルトの敷設	階段等の改修 カーブの敷設										
① 神の木公園入口 子安中原 7007	380	●			100	2			9	2	1				H24	H25	H26	H27	H28	歩道の整備には、一部沿道関係機関と調整が必要 道路照明灯の移設には、移設先と調整が必要
② 神の木地区センター前 大口 214	390	●				8					10	3								歩道の整備には、一部沿道関係機関と調整が必要
③ 大口駅前郵便局前 大口 225	80	●									1									
④ 大口駅南側踏切 大口 416.417	160	●	10			5						10								
⑤ 大口駅西口ロータリー北 県道太田神奈川 3006	200	●		50	210	4			100	2	4	1								道路照明灯の移設には、移設先と調整が必要
⑥ 横浜銀行前 県道太田神奈川 3006	130	●			210						1									
⑦ 大口通商店街 県道太田神奈川 3006	390	●				3	120	20	6	1										
⑧ 大口1番街 県道太田神奈川 3006	220	●				7														
⑨ 子安駅入口 県道太田神奈川 3006	60	●	10			3					4									
⑩ 西子安地下道 県道太田神奈川 3006	40	●							20		1		2							
⑪ 盲学校入口 大口 294	230	●				1	3		30		3									歩道の整備には、一部沿道関係機関と調整が必要
⑫ JR 大口社宅西 大口 284	120	●									10									
⑬ 盲学校前 大口 132	500	●									450									
⑭ 湘南信用金庫前 大口 386.399	200	●		2		6						12								
⑮ 大口駅西口ロータリー南 大口 394	100	●			200	4					7									
⑯ 大口病院前 大口 400	80	●											80							
⑰ JR 二線橋 浦島 30	320	●				1												360	2	

## ② 道路特定事業計画の対象経路



- 凡例
- ←平成24年度完成予定
  - ←平成25年度完成予定
  - ←平成26年度完成予定
  - ←平成27年度完成予定
  - ←平成28年度完成予定
  - ←完成(整備済み)
  - ←他事業者
  - 重点整備地区
  - 駅・駅前広場
  - 建築物
  - 公園